

改正 平成12年3月31日条例第1号
平成16年6月30日条例第16号

平成12年6月30日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、公文書の開示を求める権利を「知る権利」の具体化されたものとして明らかにすることにより、透明性が高く、市民が積極的に参加する市政を実現し、もって、本市の諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、より公正で公平な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、地図及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものをいう。
- (2) 情報 公文書に記録された内容をいう。
- (3) 実施機関 市長、水道事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (4) 開示 公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。
- (5) 勤務日 八幡市の休日を定める条例（平成2年八幡市条例第13号）第1条に規定する市の休日以外の日をいう。

(実施機関の責務)

- 第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を請求するものの権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報の保護について最大限の配慮をしなければならない。
- 2 実施機関は、公文書の適正な作成及び保存を図るとともに、公文書の管理体制を確立し、情報を適切に管理しなければならない。
 - 3 実施機関は、市民生活の向上及び充実に図るため、公文書の開示と併せて市民が必要とする情報を迅速かつ的確に提供するように努めなければならない。

(出資法人の責務)

第3条の2 市が出資する法人で規則で定めるものは、その保有する文書の開示のために必要な措置を市の情報公開に関する施策に準じて講ずるように努めなければならない。

(指定管理者の責務)

第3条の3 市の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する指定管理者をいう。）は、同法の規定により設置された公の施設の管理業務（八幡市公の施設指定管理者条例（平成16年八幡市条例第14号）に規定する管理業務をいう。）を行うに当たり取り扱う情報に関し、当該情報の開示のために必要な措置を市の情報公開に関する施策に準じて講ずるように努めなければならない。

(利用者の責務)

- 第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求するものは、公共の利益及び他人の正当な利益への侵害を目的として公文書の開示を求めてはならない。
- 2 この条例の定めるところにより公文書の開示を受けたものは、それによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(請求権者)

第5条 何人も、実施機関に対して、当該実施機関が保有する公文書の開示を請求することができる。

(請求の方法)

第6条 前条の規定により公文書の開示を請求しようとするものは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

- (2) 開示の請求に係る情報の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 法令及び他の条例(以下「法令等」という。)の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示(地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。)により開示することができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利及び利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
 - エ 法令等の規定により行われた許可、認可、申請、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が保有している情報であって、開示することが公益上必要と認められるもの
- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下この条において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争その他事業活動上の正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 人の生命、身体又は健康を、当該法人等又は当該事業を営む個人の事業活動によって生ずる危害から保護するため、開示することが必要と認められる情報
 - イ 人の生活又は財産を、当該法人等又は当該事業を営む個人の違法又は著しく不当な事業活動によって生ずる支障から保護するため、開示することが必要と認められる情報
 - ウ ア又はイに準ずる情報であって、開示することが公益上必要と認められる情報
- (4) 実施機関の内部、実施機関相互の間又は本市と国、他の地方公共団体又はこれらに準ずる団体(以下第7号において「国等」という。)との間における検討、審議、協議、調査、研究等の意思形成過程に係る情報であって、開示することにより公正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれのあるもの
- (5) 実施機関が行う許可、認可、試験、交渉、入札、人事、争訟その他の事務事業に関する情報であって、開示することにより、それらの事務事業の公正かつ適正な執行を著しく妨げるおそれのあるもの
- (6) 実施機関(市長、水道事業管理者及び消防長を除く。)、執行機関の附属機関その他これらに類するもの(以下この号において「合議制機関等」という。)の会議に係る情報であって、開示することにより、合議制機関等の公正かつ円滑な運営が損なわれるおそれがあるもの
- (7) 本市と国等との間における協議、依頼、委託、照会等により行う事務に関して実施機関が保有する情報であって、開示することにより、本市と国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの
- (8) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他市民生活の安全に支障が生ずるおそれのある情報

(9) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康に危害を及ぼすおそれのある行為又は事業活動に関する情報

イ 人の生活又は財産に対して重大な影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為又は事業活動に関する情報

(時限的非開示)

第8条 実施機関は、前条各号のいずれかに該当する情報であっても、期間の経過により、同条各号のいずれにも該当しなくなったときは、開示の請求に応じなければならない。

(部分開示)

第9条 実施機関は、開示の請求に係る公文書の一部に第7条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示の請求の趣旨を損なわない程度に区分することができるときは、公文書の開示を請求したもの(以下「開示請求者」という。)に対し、当該部分を除いて公文書を開示しなければならない。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関の長は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示決定等の期限等)

第11条 実施機関は、第6条の規定による請求があつたときは、当該請求があつた日の翌日から起算して8勤務日以内に、公文書の開示の可否についての決定をしなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときはその旨の決定をし、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は開示しない旨の決定をして、速やかに開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、第1項に規定する期間内に同項に規定する決定をすることができないときは、当該請求があつた日の翌日から起算して25勤務日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を開示請求者に対し、書面により通知しなければならない。

4 第1項に規定する期間(前項の規定により延長された場合にあつては、延長後の期間)内に、実施機関が第1項に規定する決定をしないときは、開示請求者は、公文書を開示しない旨の決定があつたものとみなすことができる。

5 第2項に規定する書面には、開示の請求に係る公文書の全部又は一部を開示しない旨の決定をするときは、当該決定の理由を付記しなければならない。この場合において、一定の期間の経過により、開示の請求に係る第7条各号に規定する情報に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、併せてその該当しなくなる期日を付記しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第12条 開示請求に係る公文書が著しく大量である場合、又は突発的な要因により相当の期間、事務処理が困難な場合において、当該請求のあつた日の翌日から起算して25勤務日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことができないときは、前条の規定にかかわらず、実施機関は開示請求に係る公文書の相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

(第三者情報の開示等)

第13条 実施機関は、第11条第1項の決定を行おうとする場合において、当該決定に係る公文書に国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見を聴いた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該公文書の開示を行うときは、開示の決定を行った日から少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該第三者に対し、実施機関の定める事項を書面により通知するものとする。

(開示の実施)

第14条 公文書の開示は、実施機関が、公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付する方法により行う。ただし、実施機関は、公文書を開示することにより公文書の散逸、損傷又は汚損のおそれがあるとき、第9条の規定により公文書を開示するときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写し、若しくは複製したものを閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することができる。

(手数料)

第15条 この条例の規定による公文書の閲覧に係る手数料は、無料とする。

- 2 この条例の規定による公文書の写しの交付に係る手数料は、白黒複写、カラー複写その他規則で定める区分ごとに1枚130円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

(費用の負担)

第16条 第14条の規定により公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの送付に要する費用を負担しなければならない。

- 2 前項に規定する費用は、請求又は交付の際に徴収する。

(不服申立てがあった場合の手続)

第17条 実施機関(水道事業管理者、消防長及び議会を除く。)は、第11条第1項の規定による決定(同条第4項の規定により決定があったものとみなされた場合を含む。)について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立てがあった場合においては、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、当該不服申立てに対する裁決又は決定について八幡市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

- 2 議会は、第11条第1項の規定による決定(同条第4項の規定により決定があったものとみなされた場合を含む。)について行政不服審査法の規定による不服申立てがあった場合においては、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、当該不服申立てに対する決定について審査会に意見を求めることができる。

- 3 審査会は、第1項の規定による諮問があった日から起算して90日以内に答申するよう努めなければならない。

- 4 実施機関(水道事業管理者、消防長及び議会を除く。)は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、速やかに同項に規定する不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。

(他の制度との調整)

第18条 この条例は、法令等の規定に基づいて閲覧し、若しくは縦覧し、又は謄本、抄本の交付を受けることができる公文書については、適用しない。

- 2 この条例は、図書館等の施設において市民等の利用に供することを目的として管理されている公文書については、適用しない。

(公文書目録)

第19条 実施機関は、情報の検索に必要な公文書の目録を作成し、利用者の閲覧に供しなければならない。

(実施状況の公表)

第20条 実施機関は、毎年6月末日までに前年度に係る情報公開の実施状況を取りまとめ、一斉に公表しなければならない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成11年規則第18号で、同11年10月1日から施行)

(適用区分)

- 2 この条例は、次の各号に掲げる公文書について適用する。
 - (1) この条例の施行の日以後に作成され、又は取得する公文書
 - (2) この条例の施行の前日に作成され、又は取得した公文書のうち、当該実施機関が規則等で定めるもの
- (八幡市附属機関の設置に関する条例の一部改正)
- 3 八幡市附属機関の設置に関する条例(昭和44年八幡市条例第16号)の一部を次のように改正する。
別表市長の部に次のように加える。

八幡市情報公開審査会	情報公開に関して、市長及び他の執行機関の諮問に応じ必要な調査及び審議を行い、答申する事務並びに議会の求めに応じ意見を述べる事務
------------	---

附 則 (平成12年 3月31日条例第 1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成12年 6月30日条例第24号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(後略) (平成13年 4月規則第17号で、同13年 6月 1日から施行)

附 則 (平成16年 6月30日条例第16号)

この条例は、平成 16年10月 1日から施行する。